

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第9号

(所 管) 学校教育部 学校保健体育課

件 名	堺市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について
提 案 理 由	<p>堺市いじめ重大事態調査委員会条例第12条の規定に基づき、堺市いじめ重大事態調査委員会の組織及び運営について必要な事項を定めることとし、本規則を制定するため、本件を上程するものである。</p> <p>なお、本件は、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月22日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 制定の趣旨</p> <p>堺市いじめ重大事態調査委員会条例第12条の規定に基づき、堺市いじめ重大事態調査委員会の組織及び運営について次の事項を定める。</p> <p>(1) 会議の公開等に関する事項</p> <p>(2) 会議の会議録に関する事項</p> <p>(3) 部会に関する事項</p> <p>(4) 庶務に関する事項</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済みである。）</p>

堺市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について

次のとおり、堺市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和5年3月22日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和5年3月27日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井 明彦

## 堺市いじめ重大事態調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市いじめ重大事態調査委員会条例（令和5年条例第14号。第4条において「条例」という。）第12条の規定に基づき、堺市いじめ重大事態調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(会議の公開等)

第2条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、委員長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員（議事に関係のある特別委員を含む。）の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
  - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。
- 2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、教育長が定める。

(会議録)

第3条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員及び特別委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(部会)

第4条 調査部会（以下「部会」という。）は委員長が指名する委員（議事に関係のある特別委員を含む。）5人以内で組織する。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（以下「部会委員」という。）のうちから委員長が指名する。

- 2 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の結果を委員会に報告しなければならない。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長が指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第6条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会への準用)

第7条 第2条及び第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、第2条中「出席委員（議事に関係のある特別委員を含む。）」とあるのは「出席部会委員」と、第3条中「委員及び特別委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校保健体育課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。